

アクセシビリティガイド

Accessibility Guide

京都工芸繊維大学 アクセシビリティ・コミュニケーション支援センター

京都工芸繊維大学では、障害のある学生に対して、下記に基づき、修学上の支援を行います

- » 国立大学法人京都工芸繊維大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規則
- » 国立大学法人京都工芸繊維大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規則
における不当な差別的取扱い及び合理的配慮に関する要項

本ガイドブックでは、障害のある学生への修学上の支援について、根拠となる法律や考え方、
本学における支援の制度や流れを中心に解説します

障害学生支援について

1. 「障害」をめぐる社会の動向

2006年に国連総会で「障害者権利条約」が採択されました。この条約への批准に向けた国内の制度改革として2013年に制定されたのが「障害者差別解消法」（2016年施行、2024年改正）です。

障害の「社会モデル」

障害者権利条約は、障害の「社会モデル」と呼ばれる考え方に基づいています。「社会モデル」では、「障害」を心身機能と社会の相互作用によって作り出されるものと考えます。障害者差別解消法にも、この「社会モデル」の考え方が取り入れられています。

2. 障害者差別解消法について

障害者差別解消法は、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」という2つの差別を禁止しています。

① 不当な差別的取扱いの例

(本学要項より)

- ・ 障害を理由に受験や入学を拒む。
- ・ 障害を理由に実習・研修等への参加を拒む。
- ・ 合理的配慮を受けたことを理由に、試験で評価対象から除外したり、評価に差をつけたりする。

② 合理的配慮とは

障害のある人への差別を解消するには、意図的な差別をしないだけでは不十分です。

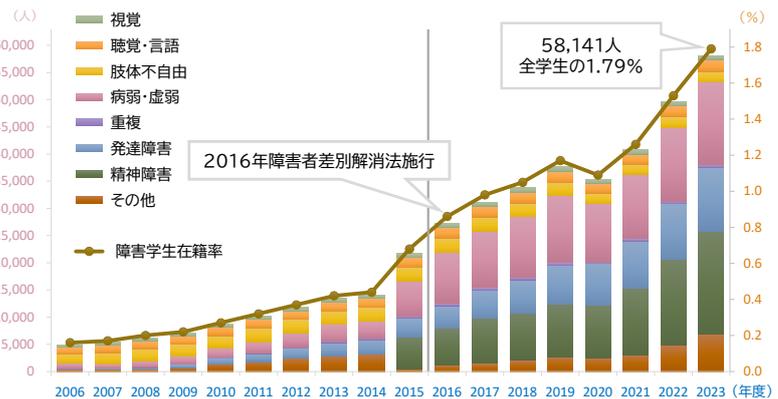
例えば、ホームまでのエレベーターがないために車いすの人が電車に乗れず、社会参加ができなくなることは、結果的に差別につながります。合理的配慮とは、こうした「バリア(社会的障壁)」を除去するために、個別に対応することをいいます。



3. 大学等における障害学生支援

大学等で学ぶ障害のある学生数は、年々増加しています。2023年度(令和5年度)の調査では58,141人(全学生数の1.79%)でした。障害種別では「精神障害」が最も多く、次いで「病弱・虚弱(慢性の身体疾患)」、「発達障害」の順となっています。

日本学生支援機構 Web ページ / 日本学生支援機構 (2023 令和 5 年度 (2023 年度) 大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果より)



大学における「合理的配慮」の留意点

大学における「合理的配慮」とは、障害のある学生が、他の学生と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使できるよう、「合理的」な範囲で行う変更及び調整のことをいいます。学生本人の意思表示に基づき、個々の状況や環境要因をふまえて支援の必要性を確認し、「建設的対話」を通して妥当な配慮内容を検討していきます。

「合理的」であるための3つのポイント

① 本来業務不随

合理的配慮は、教育機関としての目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られます。

② 同等の機会確保・本質変更不可

合理的配慮は、障害のない学生と同等の機会の提供を受けるためのものです。評価基準を変更したり、評価を甘くするなど、教育の本質を変更するものではありません。

③ 過重な負担の有無

配慮内容の決定においては、配慮を提供する側にとって、その内容が過重な負担にならないかを検討します。



「建設的対話」とは...

教育の権利保障という共通の目的に向けて対話を重ね、共に解決策を検討していくこと

「過重な負担」判断のための要素(本学規則より)

- ① 教育、研究その他本学が行う活動への影響の程度
- ② 実現可能性の程度
- ③ 費用及び負担の程度
- ④ 本学の規模並びに財政及び財務の状況

高校までと大学の違い

高校までの特別支援と大学における合理的配慮では、法的根拠を含めて違いがあります。

	支援要請の主体	診断書等の根拠資料	支援の範囲
高校までの特別支援	<ul style="list-style-type: none"> 本人の意思は必ずしも必要ない 家族が支援要請のキーパーソン 	<ul style="list-style-type: none"> 必ずしも必要ない 	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活全般(学習・対人関係・課外活動)
大学での合理的配慮	<ul style="list-style-type: none"> 本人の意思が必要 本人が支援要請の主体であり責任者 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、必要 	<ul style="list-style-type: none"> 修学支援が中心

本学における「合理的配慮」の提供 提供の流れと支援体制

本学における「合理的配慮」提供の流れ

留意事項

【配慮の申請】

- 合理的配慮の申請を希望される方は、まずは事前相談を行ってください。
- 新規で合理的配慮を受けるには、その学期の授業開始1か月前までに申請を行ってください(新入生の方も、なるべくこれに準じて手続きを行ってください)。
- 上記期間を過ぎても申請は受け付けていますが、その場合「②申請」から「⑥配慮・支援の実施」までに、少なくとも1か月以上はかかります。
- 学期途中で配慮を開始する場合、決定前に遡っての配慮はできません。

【配慮の継続】

- 合理的配慮を継続して受けるには、学期ごとの継続手続きが必要です。
- 病状や症状が変化する障害(疾病)については、年度ごとに根拠資料(主治医意見書等)の提出が必要です。

①事前相談

- 学生本人がA.C.支援センターに相談

②申請

- 合理的配慮申請書および根拠資料(主治医意見書※等)の提出 ※大学所定の書式あり

③ニーズの確認

- 修学上の困難・支援ニーズの聴き取り
- 必要に応じて学校医との面談やアセスメントを実施

④配慮・支援内容の調整

- 所属課程・専攻、関係部署との情報共有
- 配慮・支援内容の調整

⑤合意と決定

- 配慮・支援内容の合意と決定

⑥配慮・支援の実施

- 配慮依頼書の配布
- 配慮・支援の実施

⑦振り返り面談

- 支援の振り返りと見直し

合理的配慮の例

以下は、あくまで例として挙げているものです。実際には、それぞれの困難に対応した合理的な調整内容を、修学的支援としての適切性に照らして検討します。

- 講義の録音、板書の撮影許可
- 座席の指定・変更
- 通院時の欠席の取扱い
- 欠席時の授業資料の提供
- 休憩室の提供
- 履修登録支援
- 支援機器の使用や貸し出し
- 使用教室の変更
- ティーチング・アシスタントやピア・チューターの配置

希望する配慮内容が障害特性と関連がない場合や、授業の目的・内容・評価基準などの授業の本質的な変更に関わるものは、合理的配慮として認められませんので、ご留意ください。

支援例①

Aさん 発達障がい

- 履修登録支援
- 板書の撮影許可
- 授業における視覚資料の提供
- 実験でのティーチング・アシスタントの配置



支援例②

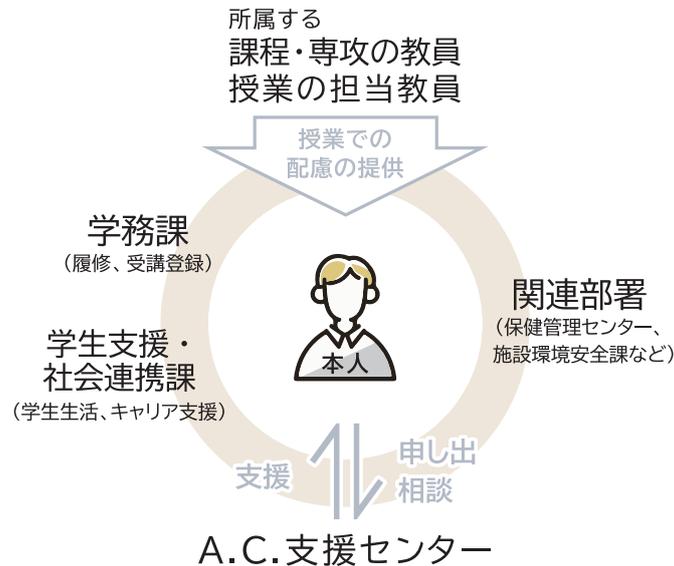
Bさん 慢性の身体疾患

- 通院時の欠席の取扱い
- 欠席時の授業資料の提供
- 体調不良時の休憩室の提供



本学の支援体制

必要な情報を共有しながら、
チームで支援します。



その他、障害のある学生への支援

ピア・サポート活動

- ピア・チューター業務
障害等により授業の受講や学習上の困難を抱える学生を、本学学生がサポートしています。
- スタッフ活動
本学学生が、アクセシビリティ・コミュニケーション支援センターの運営の補助活動を行っています。

就労支援

- 障害のある学生向けのインターンシップや就職情報を配信しています。
- 就活の特別支援
(問合せ先：学生支援・社会連携課)
コミュニケーションや対人関係の構築に困難を抱える学生を対象に、応募書類の作成や模擬面接の他、職場で必要な対人技能のトレーニング、職場定着支援等を行っています。

教育・啓発活動

- 新生を対象に、アクセシビリティ・コミュニケーション支援センターの活動及び障害学生支援についてのオリエンテーションを実施しています。
- 全学共通科目「キャリア教育基礎」にて障害支援に関する講義を行っています。

アクセス・利用案内

《 開室日・開室時間 》

月～金

9:00～12:00 ※金 10:00～

13:00～17:00

《 閉室日 》

土・日・祝日

夏季休暇・年末年始

《 問合せ 》

TEL 075-724-7145

Mail csr@jim.kit.ac.jp

※ 相談は基本的に予約制です。

※ 予約はメール・電話で。
来室しての予約もOKです。

